

## 益子町立田野小学校「学校支援ボランティア」実施要項

### 1 目的

益子町立田野小学校の教育活動に対して、地域住民、保護者及び学生が有する知識及び経験等に基づく技術を教育活動等に活かしてもらうことにより、学校を活性化するとともに学校への支援体制を整備することを目的とする。

### 2 登録者

学校支援のため、自発的・無報酬によるボランティア活動をする意志を持ち、本事業の目的を理解する個人及び団体とする。ただし、未成年者は保護者の同意を必要とする。

### 3 支援内容

#### (1) 授業への支援

- ①各教科の授業補助 ②教材作成補助 ③道徳講話（戦争の話、地域の昔話、等）  
④和楽器の指導

#### (2) 特別活動への支援

- ①体験学習補助 ②読み聞かせ ③校外活動補助 ④国際理解・海外体験紹介 等

#### (3) 環境づくりへの支援

- ①植物栽培 ②図書の整理 ③ホームページ作成補助 等

#### (4) その他

- ①学校が必要とする支援

### 4 費用負担

登録者への報酬は無報酬とする。ただし、材料費等は、学校が負担する。活動中の事故に対しては、益子町生涯学習課を通して「ボランティア活動保険」へ加入し、その費用は町が負担する。

### 5 申込み手続き

申込みを希望する者は、「学校支援ボランティア申込書」（別記様式）に必要事項を記入し、学校に提出する。

## 6 登録期間

登録の有効期間は、4月1日から翌年3月31日までの1年間とする。

## 7 登録抹消

次の事項が発生した場合は、登録を取り消すことができる。

- (1) 本人から辞退の申し出があった場合
- (2) 学校経営に支障が生じると判断した場合
- (3) その他、教育委員会が判断した場合

## 8 遵守事項

学校支援ボランティアは、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 児童の健全育成のために努めること。
- (2) 本校の校長及び教職員の指示に従うこと。
- (3) 政治活動及び宗教的活動を行わないこと。
- (4) 営利を目的とした活動は行わないこと。
- (5) 学校支援ボランティアは、その活動により知り得た情報を漏洩してはならない。  
登録者でなくなった後も同様とする。

## 9 運用方法

学校が申込み内容に基づき、直接登録者に依頼する。依頼にあたっては、事前に日時、時間、内容について連絡をとり登録者の承諾を得る。(一斉メール等を利用して連絡をします。)

## 10 その他

この要項に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は、校長が別に定める。